

## 明代の地方祭祀と儀礼

著者	鈴木 博之
雑誌名	集刊東洋学
巻	117
ページ	64-82
発行年	2017-06-30
URL	<a href="http://hdl.handle.net/10097/00132777">http://hdl.handle.net/10097/00132777</a>

## 明代の地方祭祀と儀礼

鈴木博之

はじめに

明代の最末端の行政機関である県には、長官である知県（正七品）以外に佐貳官と言われる県丞一人（正八品）、主簿一人（正九品）、首領官と言われる典史が置かれ、典史の元には定員のない胥吏が吏・戸・礼・兵・刑・工の六房に分かれて実際の事務を行った。もちろん、地方行政がそれだけの人員で賄えるはずはなく、州県の儒学の教員や雑職といわれる巡検司・税課司・批験所の職員、陰陽学・医学等に所属する職員が置かれた。それ以外にも、徭役の一つである糧長や里長との折衝も知県の重要な任務であった。<sup>〔1〕</sup>知県の業務は普通「刑名・錢穀」といわれる裁判と徴税が主なものであるが、それ以外にも種々の任務が課せられた。『明史』巻七五職官志には次のようにある。

知県は一県の政を掌り、凡そ賦役は歳計・実征のため

に十年ごとに黄冊を造り、丁男と田土によって差異を設ける。賦には金穀・布帛及び諸貨物の賦があり、役には力役と雇役と不時の雇役がある。…凡そ養老・祀神・科挙・誦法や善良なものを表彰し、貧窮なものを救済し保甲を点検し盗賊の取締りを嚴重にし、訴訟を裁断すること。これらはいずれも知県自らがその職を親しく行って勤め慎しんだ。

徴税・裁判以外にも治安維持や福祉・文教行政と祭祀が挙げられている。儀礼と祭祀は当時の人々にとって日常的なものであったためか、それ以外の職務に比べて関心を寄せられることは少なく、制度としての儀礼は規定があるものの、その実態には不明確な部分が少なくない。衙門で行われる儀礼と祭祀は統治される民衆にとって最も馴染みのあるものであり、地方官にとってもパフォーマンス性の高いものであったと考えられる。地方官の赴任環境について

は官箴書を利用してその政治的な側面と在地勢力との関係を描いた山本英史氏の研究もあり、今まで言及されることの少なかった部分が明らかにされつつある。また、民間信仰の分野でも多くの研究が行われているが、地方で繰り広げられた儀礼や祭祀については余り研究が行われていない<sup>2)</sup>。帝政時代の中国の地方行政組織はその広さに比較してその粗放さが指摘されることが多いが、儀礼や祭祀はそれを補う上で重要性を担っていたと考えられる。小稿では明代の地方政治に含まれている儀礼と祭祀についての基礎的な考察を行い、それに含まれる問題を幾つか指摘してみたい。

### 一 地方官の職務と経費

地方官の儀礼的職務にはどのようなものがあつたのだろうか。地方官の儀礼マニュアルとして編纂されたと考えられる『新官到任儀注』一卷〔官箴書集成〕第一冊所収黄山書社一九九七）を元にして、それを、万曆『杭州府志』卷五十二礼制及び万曆『青州府志』卷十一典礼考で補つてまとめると表一のようになる。以下それらによつて説明を加えたい。

①～③は国家関連の儀礼である。①は朝廷から派遣され

表一 儀礼と祭祀

	『新官到任儀注』	万曆『杭州府志』卷52	万曆『青州府志』卷11	期日
①	在外開読礼儀	開読礼	開読	
②	天寿聖節正旦冬至進賀礼儀	慶賀礼	慶賀聖誕詔赦元旦冬至習儀暨拝賀称寿致日月儀注	元旦・冬至・聖誕
③	千秋節慶賀礼儀			
④	郷飲酒礼儀注（郷射礼）	郷飲酒礼	郷飲酒礼	正月15日・10月1日
⑤	積奠礼儀（積采礼儀）	祀先師廟礼（祀啓聖祠礼）	積奠先師（祀啓聖公）	春秋仲月上丁日
⑥	祭社稷礼儀	祀社稷壇礼	祀社稷之神	春秋仲月上丁日
⑦	祭風雲山川城隍儀注	祀風雲山川壇暨城隍礼	祀風雲山川壇城隍神	〃
⑧	祭獻鎮海濱帝王陵廟礼儀			
⑨	守護官祭旗纛礼儀	祭旗纛廟礼		春2月12日・秋8月2日
⑩	祭無祀鬼神礼儀	祀郡（邑）厲壇礼	祀邑厲壇	清明・7月15日・10月1日
⑪	里社	祀里社礼		
⑫	郷厲	祀郷厲礼		清明・7月15日・10月1日
⑬	日（月）蝕儀注	救護日月礼	救護日月薄蝕	
⑭	鞭春儀注	鞭春	鞭春	立春
⑮	朔望行香儀		朔望行香	1日・15日
⑯	新官到任儀注		新官上任有赴城隍廟誓神文	
⑰		祀名宦祠礼	祀名宦鄉賢	春秋仲月上丁日
⑱		祈禱礼		
⑲		朝覲礼	朝覲給由	

大使者が詔勅・敕文を伝える儀礼であり、天啓六年（一六二六）に蘇州で起こった騷擾事件である「開読の変」<sup>③</sup>で有名である。地方では指定の場所に龍亭（皇帝の位牌）や綵輿・儀仗・鼓楽を準備して使者を迎え、文武官員が東西に整列して行われる。②③は皇帝及び皇太子の誕生日の儀礼であり、元旦や冬至の拝賀儀礼と同じように行われた。それ以外は地方官が主体となるもので、⑬と⑭は地方官の赴任と離任及び三年及び六年ごとの勤務評定である。地方長官にとって最初に体験するのが府州県に赴任する際の儀礼であり、洪武十八年（一三八五）に制定された<sup>④</sup>。

有司の新官が職を受けて赴任するものは城郭に至る一舍（三十里）前に止まり、先ず礼房の吏胥に通知させ、官属や父老人を率いて城郭を出て会見し、在城の祭るべき神々や廟宇を掃除して牲醴を備え、新任官が拝謁するのを待つ。城外に到着して三日間物忌みし、四日目の朝に父老たちが新任官を導いて入城し、諸神祠に詣でて儀のように祭祀を行う。

地方の官衙での官属や父老との対面と地域の神々への祭祀が施政の初めに設定されている。その後には衙門で使用される皂隸や衙門のスタッフである首領官・佐貳官との「参見礼」が行われる。三年・六年の「考満」（任期満了）の際も同じような儀礼が用意されている。知県の名で発布さ

れる「論文」は次のようなものである。

朝廷が官僚を設け吏員を置くのは、神を敬い民衆を哀れみ、賢人に親しんで奸人を遠ざけ利益を起し害を除こうとするからである。某は不肖にもかかわらずこの重任を担い一・二人の僚属や邑の長者に頼るのはその及ばないものを正し、後難を免れるのを望むからである。その四境の内、利益があれば興し弊害があれば改めるべきであり某は共に力を尽くして民衆を安んじるものである。諭す。

施政方針演説ともいえるべき訓示によって施政が開始されている。この規定がどこまで実施されたのかは不明であるが、就任の儀式は行われていたと考えられる。『皇明制書』所収節行事例には永楽元年（一四〇三）の江西按察使周観政の言が収められている。

各所の新官到任祭祀の礼は行われて久しく、各壇で別祭するものもあります。且つ南昌府の在城は布政使・按察使や府県の理問所等の衙門の官員で任期が明けたりするものがあり、壇をまとめてする場合は犠牲は少なく、各壇で別々に祀る場合には犠牲が多くなり、往々民衆の財力を損ねており礼儀に悖っております。定例を定めて繁簡宜しきを得れば神に仕えることと民衆を治めること両方に益があります。

各種の地方官が多く、祭祀の方法により犠牲の費用が多かくなるなど規則が一定していないので、祭祀の方法を統一するように求めている。礼部の見解では、山川・社稷・城隍やそれ以外の忠臣・烈士の廟が外境にあつて衙門との往復の必要がある場合には、壇にまとめて祭るのは規定上明らかであるが、布政使や按察使及び府州県の衙門が混在している場合には、それぞれの官員の到任の時期もそれ程隔たっていないので、上級の官員を首班として費用を節約するように言う。その後、宣徳十年（一四三五）には城隍廟でまとめてその他の祭神に会見するように改められた。

⑱の朝覲は知府や知県が京師に赴いてその土地の人民の数や官吏の賢否や地方の問題点を冊籍にまとめて吏部に赴き、その結果に基づいて陞任か降格かの決定が下される地方官にとっては重要な儀礼である。

それ以外は地方行政に関わる儀礼とその土地の神々や廟に対する祭祀に分けられる。⑬は日蝕（月食）に伴う救護礼であり、中央では欽天監の報告に基づいて儀門外で行われるのが主なものであるが、在外の布政司や府州県でも行われた。⑭は水害や災害の際の儀礼である。府では属僚を率いて城隍廟に拝謁するが、干害や水害が甚だしければ諸神に祈り、祈りが聞き届けられた時には牲肉を捧げ感謝する。ただ、その時に道士や巫覡を同席させることが戒めら

れている。⑭は衙門で行われる立春の儀礼であり、民間の年中行事と結びついて古い来歴がある（後述）。⑮は（府）学に付設された文廟（孔子廟）の祭祀であり、これも古代からの来歴と変遷があり、積奠・積采は儒教文化圏の拡大に伴って東アジア的な広がりを持っている。孔子の父叔梁紇を祭る啓聖祠は嘉靖九年（一五三〇）に設置された制度で嘉靖の礼制改革に伴うものである。⑰の名宦・郷賢祠は明代特有の制度である。その前身である先賢祠については梅村尚樹氏の論文があり、先賢祠が一般化するのには南宋以降のことで、その時には学校祭祀の一環として行われていたことが指摘されている。⑧明代でもその影響は残っており、両祠の祭祀は春秋の先師（孔子）廟の祭祀の後に行われることになっており、杭州府では名宦祠は府学の樞星門の東に、郷賢祠は明倫堂の西にあり儒学に近接した場所に設置されることが多かったようである。⑮の「行香儀」については『陔余叢考』巻二十六に考証があり、唐宋時代には王朝の創始者や列聖の忌日に行われていて朔望ではなかったが、明代になって洪武十七年（一三八四）に文官は文廟で武官は武廟（閔帝廟）で朝拝と一緒に行われるようになってきたという。⑧は国家祭祀の中核に当たるものであるが、例えば、東嶽泰山ならば山東布政司と濟南府及び泰安県というように、それぞれの祭祀対象が存在する地点の布政司や

府州県が祭祀を担当した。<sup>⑨</sup>は中央政府でも行われる軍旗を祀る祭祀であり、地方では守禦官が公邸の後ろに壇を築いて旗纛廟を設置し、軍牙（將軍旗）、六纛の神位を設けて、啓蟄と霜降の春秋に行われた。皇帝の親征の際の祭告の必要から京師に置かれたのが本来の役割であるが、衛所の置かれた府県にも設置された。京師では、都督府の後ろに「軍牙の神」と「六纛の神」を祀る廟が建設され、諸衛では公署の後ろに廟が建設された。衛だけではなく千戸所にも設置されたことは、南直隸（現上海市）の金山衛以外にも守護松江千戸所・青村千戸所・南匯贅千戸所に旗纛廟があったこととわかる。<sup>⑩</sup>

⑥～⑫が地方で独自に行われる祭祀に関する部分である。地方祭祀自体の研究は余り行われてこなかったが、地方財政の中に儀礼や祭祀の費用が含まれていることは従来、賦役制度史の中で指摘されてきた。<sup>⑬</sup>明代の地方財政は中央に物資を供給する「上供」と地方衙門で消費される種々の物品のための必要経費である「公費」に大別される。祭祀・儀礼の費用は、洪武年間の規定では民間に供出させるのではなく公費（官鈔）を支出する規定であったが、その後すべて里長や甲首の負担とされるようになった。明初には必要に応じて徴収されて定まった規則がなかったが、負担が過重なものとなるにつれて種々の改革が行われ、当初

の現物の負担から銀納化が推し進められた。ただ、その様態も地域によってさまざまであり、中央で画一的に進められたものではなかった。「上供」と「公費」は多くの地方では「里甲（均平）銀」として一本化されたのに対して、福建では「綱銀」として丁一人及び米一石当たり幾らの形で別に徴収された。万曆『泉州府志』巻六賦役 綱銀の項目には各県で必要とされる経費が比較的詳しく記載されており、その中から儀礼と祭祀にかかわる項目をまとめると表二のようになる。慶賀・接詔などの儀典費や春秋二期に行われる各種の祭祀費及び郷飲酒礼の費用などが主なものであり、その額は毎年百三十両余りから多い県で三〇〇両余り、綱銀全体の十%から二十%程度でそれほど多いとは言えない。<sup>⑭</sup>しかし、パフォーマンスとして住民の目に触れるものだけにその費用対効果は大きいものがあつたと考えられる。これらの費用はどのように賄われたのであろうか。嘉靖十四年刊の汪天錫輯『官箴集要』（『官箴書集成』第一冊所収）巻上 礼儀篇には以下のような記述がある。

祭祀及び郷飲は新官到任や旧官が神に辞する時、毎年  
の用いるべき猪羊等の物若干を會計し用いるべき物価  
若干を某坊廂都分に派定して負担させる。某坊廂は正  
月の郷飲を負担し、某坊廂は十月の郷飲を負担する。  
一都は春に文廟を祭り、一図・二図は猪を買い三図・

表二 泉州府の祭祀儀礼用経費

NO	内容	晋江县	南安県	同安県	惠安県	安溪県	永春県	德化县
	綱銀(単位両)	3.769	1.139	1.613	1.332	653	601	535
1	陸遷応朝祭江并回任祭門銀	0.44	0.34	0.34	0.34	0.34	0.34	0.34
2	新官到任祭品銀	0.673	0.673	0.673	0.673	0.673	0.673	0.673
3	公宴銀	0.76	0.76	0.76	0.76	0.76		0.76
4	習儀・拝賀・救護・香燭・庭燎・茶菓銀	0.6	0.6	0.6	0.6	0.6	0.6	0.6
5	春秋二祭啓聖・文廟・山川・社稷・郷賢・名宦・邑厲等祠共銀	223.4	141.1	148	150.8	150.5	104.5	106.7
6	郷飲二次銀	46	20	20	20	15	15	15
7	朔望行香紙燭銀	3		1.2	1.2		1.2	1.2
8	春牛(鞭春)芒神春花二彩色春宴香燭銀	14	5	3	3	2.5	2.5	2.5
9	門神桃符花灯銀	6	5		2		1.6	1.6
10	修置祭祀等項銀合家用火銀	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5

四図は羊を買う。二都は春に社稷を三都は山川を、四都は清明を、五都は文廟を六都は秋に社稷を祭る。七都は新官到任の謁廟の類を弁ずる。傍文を備えて里長に教え諭して理解させる。自ら猪羊を準備して伺候する。このようにすれば、物事には備えがあつて権要のものが争つて猪羊を買つて価利を多収する弊害を防ぐことができる。もし、里長が少なければ随時宜しきに従つて処置する。

祭祀に必要とされる物品は個々の祭祀ごとに坊廂または都図ごとに負担が割り振られており、里長がその納入の責任を負わされている。これが実際に行われたものかどうかはわからないが、負担が特定の里甲(坊廂)に集中しないように配慮されている。明代中期以降の公費の銀納化以後も綱銀(里甲銀)以外の二重の負担が発生し、銀納化が必ずしも負担の軽減化に繋がらなかったことが指摘されている<sup>14)</sup>。地方によって「公費」の負担方法はさまざまであったようであり、北京では城内の鋪行に課せられていた「行銀」の一部が文廟の祭祀費用として利用されている<sup>15)</sup>。「公費」負担が定額化されても、それには表れない二重の負担が生じるのが常態であつたと考えられる。



## 二 歳時と儀礼

儀礼・祭祀の行われる期日を見ると、民間で行われる歳時と多くのものが共通しており、それも特定の時期に集中していることがわかる（表三参照）。元旦及び冬至の拝賀儀礼と立春の時の鞭春はその代表的なものである。嘉靖『呉江県志』巻一三風俗には「正月元旦、官府では京師の宮城を遥拝する礼を終えてから盛服で先師（孔子）や城隍神に謁する」とある。立春の前日に行われる鞭春（土牛）の儀礼は中山八郎氏が指摘するように、その起源ははっきりしないものの古くから王朝主催の農耕儀礼として行われてきたが、正式に王朝の法典に記載されるようになるのは明代からであるという。<sup>16</sup>万暦『明会典』巻七四 進春儀では「有司鞭春儀」は永楽中に制度化されたとするが、先の『新官到任儀注』では既に洪武年間にはあつたとして洪武十六年（二二八三）の応天府經歷司の次のような上言を引用する。

在外の鞭春は洪武礼制を調べると制度としては掲載されていなが、各処の有司では毎年芒神を迎えています。ある時は常服を用い、ある時は祭服を用いある時は公服を用い、そのまま朝服を用いたりして各々自分の見解に従っており、礼において一定しておらず実行できにくくなっています。礼部に儀式を定立して遵守

表三 祭祀儀礼と歳時  
（歳時の項目は嘉靖『呉江県志』巻13 風俗から主な項目を抽出した）

月	歳時	官祭
1月	元旦	慶賀礼
	立春・上元	土牛（春牛）・郷飲酒礼
2月	社日（春社）	社稷壇・文廟・旗纛廟
3月	清明	厲壇
4月	端午	
5月	夏至	
6月		
7月	鬼節（盂蘭盆）	厲壇
8月	社日（秋社）	社稷壇・文廟
9月	霜降	旗纛廟
10月	送寒衣	厲壇・郷飲酒礼
11月	冬至	慶賀礼
12月	除夜	



させますように。

明代の官服には朝服・祭服・公服・常服の別があり、それが鞭春の儀式の際に一定ではなかったことから礼部では常服で行うという定例を確認している。中山八郎氏は清代の地方志から多くの例を挙げており、鞭春は最も民間の年中行事の色彩が強い儀礼であった。また、鞭春の儀礼は多く演劇を伴う民衆の娯楽と化しており、「社会」或いは「社夥」と呼ばれる民間の祭祀組織によって担われていたことを指摘するが、これも明代からあったようである。嘉靖『呉江県志』巻一三風俗の立春には次のような記述がある。

期日に先んじて県官は坊甲に委ねて備品を用意し、方相役の俳優を選び俳優や妓女が社夥に扮して二日間教習する。これを演春という。一日前には県令は僚属を率いて東郊に迎え、前列には社夥を後列には春牛を率いる。男女はほしほしに見物し市街では競って麻麥・米苳を土牛に投げつける。俳優の長は仮に衣冠を付け化粧して馬驢に乗り率先して勇躍し、隸卒が周りを取り囲む。これを春官という。

地方官による儀式と民間の祭祀が合体する形での祝祭が繰り広げられている。二月と八月の丁日には積奠と社稷・山川壇・城隍廟及び名宦・郷賢祠の祭祀が同時に举行される。清明節と七月十五日の呂厲壇の祭祀は民間の「鬼節」

や盂蘭盆会と共通する死者の鎮魂の行事と符合する。清代の事例ではあるが『福惠全書』巻二十四典礼部 迎春にも、胥吏によって祭祀で使われる猪羊・綵杖・香燭などの物品や舞台・役者の用意を強要する弊害を指摘する。本来、地方では衛所での祭祀であったと思われる旗纛廟の祭祀も嘉靖年間の頃までには兵士のパレードを伴った祝祭に転化していた。杭州の人、嘉靖五年（一五二六）の進士で『西湖遊覧志』を著したことで有名な田汝成は『熙朝樂時』に霜降の際の旗纛廟の祭祀を次のように描いている。

霜降の日、帥府では旗纛廟の神の祭祀を行う。そこで軍器を並べて金鼓を先導に街路を巡り祭神に報いる。これを揚兵という。旗幟・刀戟・弓矢・斧鉞・盔甲の類は鋭利であり、鸞騎が数十騎轡を飛ばして往来する。そこで演じられる演目には、双燕綽水・亡鬼争環・隔肚穿鍼のようなものがあり、様々に形態を変えて、とても名を上げ尽くすことはできない。上下に飛び跳ねて鞍の間を離れない。まるで猿が木に飛び移っているような様子である。

旗纛廟の祭祀が演劇を含んだ娯楽へと転化しており、最初の意図した祭祀儀礼とは異なった状況が読み取れる。公的な祭祀が民間の行事に吸収されていく様子が窺える。

明代の祭祀儀礼の中で最も実態の不明確なのが郷飲酒礼

であろう。唐宋時代の郷飲酒礼については山口智也氏の論文があり、古くからの由来があつて解釈もまちまちであるが、唐宋時代では学校または科挙に付随する儀礼と鄉村秩序の維持のためのものとの二つの傾向があつたが、実際に行われていたのは学校儀礼の一環としてのものであつたことを指摘する<sup>29</sup>。明代の郷飲酒礼もこの二つの方向性を持っており、洪武五年（一三七二）に制度が始まつたが、洪武十四年（一三八一）に再び実行が命令され、十六年には図式が頒布されて詳細が規定される。府州県では長官が、里社では有徳の者の主導で年齢順に整列し、法令を犯したものは前に着席して人々に長幼の序と礼讓の定着を計るというものである<sup>20</sup>。濱島敦俊氏は葉盛『水東日記』卷二「郷飲酒礼の記事を引いて、余干県（江西饒州府）では鄉村の郷飲酒礼はすぐには実行されなかつたことを指摘する。ただ、洪武十二年の昆山県での郷飲酒礼の様子が、同書に引用する吏部尚書余愾の「郷飲礼序」によつてわかる。それによれば、昆山県の糧長李尚義が主宰者となり、最高齢者百十二歳の周寿誼を始めとして、九十歳から七十歳の者が年齢順に整列し、儀礼や挨拶の振る舞いは盛んであり、酒の応酬にも威容があり、法律を読む時には皆が告げ、見物人は垣根をなして感化は調和し、酔っているものは助けて帰り、帰るものは歌い老若が喜び笑つて声は道に溢れた。郷の士

大夫もそのことを記述して詩に詠んだという。具体的な日時や場所は不明であるが、糧長主催の郷飲酒礼の様子が描かれている。しかし、鄉村での郷飲酒礼を伝える史料はその後見出せず、府州県学で行われる郷飲酒礼はその費用が予算化されていることから、実際に行われていたのは学校儀礼としてのものであつたと思われる。ただ、山口智也氏の言うように、明代では郷賓に選ばれた人物がそれを辞退したという記述が個人を賞賛する文脈で現れるのも事実であり、郷賓に選ばれることが必ずしも名譽だとは考えられなくなつていた<sup>22</sup>。その一因として『皇明條法事類纂』卷二十二「禁役濫与郷飲定奪考補廩膳」（成化十五年）と「郷飲酒監生并省祭官不許預席」（成化十九年）の二つの例が参考になる。前者は直隸広平県知県紀傑の上奏に基づくものである。それによれば、取賄罪を犯して革職された官員が納粟・納草・納馬・納銀等の捐納の機会に会うと帰郷して復職を計り、儒学の教官に請託して生員とともに学宮に赴き正賓の座に着くので、郷飲や律令の講読には本来の有徳の老人や致仕した官僚と共に依親の監生や省祭官<sup>23</sup>に任せべきだとしている。後者は湖広武岡州からの報告に基づくものである。それに依れば、武岡州は辺境の地にあり人民は貧しく物価も高いのに近年になって依親の監生や省祭官が参加するようになって、猪羊等の費用が足りず民衆に

負担を強いているから監生や省祭官の出席を認めるべきではないとの意見が出されている。それに対して、依親の監生や休暇の省祭官は政治に登用されるのを待つ人々だから参加を認めるべきだとする工部管膳所の意見に対して、戸部の見解は先の広平県の事例を踏まえて次のように述べる。

前例では郷飲の礼は高年を尊び有徳を尚び、礼讓を興すことである（会典）。六十歳の者は座に着き、五十歳の者は堂下に立って侍し、（郷党の長から）政治や役務のことを聞き取るのは、年長を尊ぶことを示している。六十以上の者は三豆、七十以上の者は四豆、八十以上の者は五豆、九十以上の者が六豆なのは養老を明らかにするためである（礼記）。図式では東に僚属が座し爵位によって序列を決め西には衆賓が年齢によって序列を決める。監生や省祭官で爵級がなく年齢も高くはないものは図内にも座席はない。もし政治を学んで任用を待っているので律令を聴講するのに適しているとするならば、ただ礼によって政令を聴講するべきである。郷飲酒礼は洪武年間に定例があり、その時には監生が依親によって読書するために帰郷することとはなく、吏員の冠帯するものが省祭することもなかった。初めはこのような人はなく今になってあるよ

うになったのだから礼文にも根拠がない。まして、各処の明倫堂は狭く前項の監生や省祭官は人数が多く、会飲しようとすれば座席を争い口論や喧嘩沙汰になつて、朝廷の老人を尊び徳を尊んで風俗を善導しようという盛典を壊すものである。

戸部としては監生や省祭官の郷飲酒礼への出席の規定は当初からないので、会飲の人数を極力制限しようというものである。ここから窺えるのは、長幼の序を基礎として秩序の維持を図るという本来の目的から逸脱して、革職された官僚が復職を計り、監生などの猟官の場所へと変質していることであろう。明代中期頃から郷飲酒礼の形骸化が進んだと考えられる。嘉靖四十年（一五六一）に淳安県知県となつた海瑞も元の生員が席に預かるのは儀注にないので認められないと述べた後に、当時の郷飲酒礼について次のように述べている。<sup>25</sup>

堯舜の道は孝弟のみである。郷飲酒礼は年齢や徳を尊び、正に政治の首事である。たとえ、出席する人間が必ずしも有徳の人でなく手本とすべきでなくとも、孔子が羊を惜しむよりも礼を惜しむといったことや千里の馬なら死んでいても買うと言つた郭魁のように、礼儀を残しておけば聖治を盛んにすることも可能である。今、当事者は常々そこをなおざりにしており、礼

が行われなくはないが、思いがあっても、民衆は実行せず風俗は美化しないのは堯舜の道を知らないからである。

儀式としては残存しているものの、本来の意図とは異なっている状況が読み取れる。ルーティン化した制度が存在するだけで洪武礼制が意図した「長幼の序」によって秩序の維持を図るといふ理念は変質していた。

### 三 壇と廟

明代の地方祭祀の前代との相違点は、それまで一部では認められたものの全面的には制度化されなかった城隍廟が正式に国家祭祀の一つとなったことと、それ以前にはなかった厲壇が新設されて、それまでは民間の運営に任せられていた里社と共に祀典に組み込まれたことであろう。その中でも城隍廟が占める地位が注目される。明清時代の城隍廟が冥界の支配者として、現世の地方官と対比される存在であり、その地方を代表する存在であったことはこれまでの研究でも指摘されている。<sup>(26)</sup> 知県が着任の際に先ず城隍廟に拝謁するように規定が変更されるのもそれを裏付ける。<sup>(27)</sup> しかし、城隍神が当初から他を圧倒するだけの地位があったようには考えられない。筆者は先に嘉靖『徽州府志』

の記事を引用して、祭祀費用の項目に城隍廟の支出がないことに疑問を呈しておいた。<sup>(28)</sup> それは山川壇と城隍廟が合祭されて城隍廟のための祭祀費用も山川壇の中に含まれるためである。嘉靖『惠安県志』卷十典祠の山川壇の項は次のように述べる。

風雲雷雨山川壇は在県の南一里にある。洪武元年に天下の州県に命令してその境内の山川を祀らせた。六年に至って風雲雷雨と合祭した。その後、城隍廟もまた合祭した。知県高顕が建てた。その制度は社稷と同じである。ただ、門は南から入り、東西北は各五丈、南は九丈五尺、石主は設けずに神牌三を立て、その一には本県境内山川の神と書き、一つには風雲雷雨の神と書き、一には本県城隍の神と書いてある。祭りに臨んでは風雲雷雨を中央に、山川を左に城隍を右に設ける。祭り終わったこれを神厨に収める。神庫は各三間、宰牲房は三間、共に壇の東にある。斎宿は三間、南垣外にある。華表を壇の南に立てる。

山川壇と風雲雷雨壇は元は別々の壇であったが、洪武六年（一三七三）に一壇とし、その後一會典では洪武二十六年（一三九三）のこととする―城隍廟の祭祀もまとめて行うこととなった。<sup>(29)</sup> 山川壇には風雲雷雨と城隍の三神を祭る神牌が置かれて祭祀が行われていて、城隍廟での単独の祭

祀は規定されていない。祈雨・祈晴等の場面でもそれぞれの神は対等であったと考えられる。『水東日記』卷二十一王叔英祈雨文には洪武三十一年（一三九八）に漢陽県知県であった王叔英の文が記載されている。そこでは「風雲雷雨神」「本府山川神」「本府城隍神」が祈雨の対象になっており、三者に上下関係があったように思われない。しかし、城隍廟は祭日の増加と共に民衆の圧倒的な信仰を集める場所になっていく。例えば、北京の都城隍廟は都の西部に位置し、廟市の開かれる一大繁華街にあった。『宛署雜記』卷十八祀神の記述に依れば、嘉靖九年（一五三〇）以降には山川壇の従祀がやめられ、旗纛廟の祭日と万寿聖節及び五月一日の生誕の日にも祭祀が行われるようになったという<sup>30</sup>。本来は、山川壇に城隍神が従祀されていたはずなのに、ここではその関係が逆転している。城隍廟の代表的な祭祀である「三巡会」や商業活動の色彩の強い廟会が一般化して、干害・水害等の自然災害から孤鬼の救済や犯罪人の追捕までオールマイティの靈験を示すようになるのは明代中期以降のことであろう。ただ、明代に新設された厲壇は冥界を司る城隍廟の下部組織に位置づけられていた。嘉靖「惠安県志」卷十の邑厲壇の項には次のようである。

県北二里にある。知県羅泰が建てた。その制度は社稷と同じである。ただ、門は南から入って階を出してい

る。壇下は前が九丈五尺、東西が各五丈あって周りに垣根をめぐらし、壇の東には亭を建て、碑刻を立てて祭文を頒降する。毎年清明の日と秋七月十五日、冬十月朔に祭る。祭る前日に牌で本県の城隍廟に牒文に知らせ、祭るときには城隍神を主とする。尚、神牌二つを壇の左下に設置して本県無祀の鬼神と言う。

邑厲壇の祭祀に先んじて城隍廟に報告するようになってくる。県の各地にある郷厲壇も邑厲壇と同じように城隍神に報告が行われてから祭祀が行われた。

各都では皆南郷に壇を設けている。周囲は四丈、高さは一尺。壇の下は広さが二丈で高い垣根で周りを取り囲んである。毎年三祭、期日は県と同じであり祭物・牲酒は郷俗に従って準備する。輪番の会首が祭りの後に行う会飲・読誓等の儀式は社と同じである。城隍に祭告することや祭文は県の祭りと同じである。

郷厲壇―邑厲壇―城隍廟という統属関係が想定できる。社稷壇と里社壇との間にも同様の関係が想定できるが、明代後期の地方志は里社壇が廃絶されていることをいうものが多い。濱島敦俊氏は明初の里社壇とは実質的に土地廟であったとして洪武礼制の里社の規定の実効性に疑問を呈している<sup>32</sup>。里社壇の存在を全く否定することも難しいが、実情は地域によって様々であった可能性がある。例えば、永



樂大典引用の『吳興統志（湖州府志）』には、郷厲壇の記載はあるが里社壇についての記載がない。これは洪武十四年（一三八一）以前の編纂のためとも考えられるが、その後編纂された三種類（成化・嘉靖・万曆）の『湖州府志』にも里社壇の記載がない。これは隣接する蘇州府下でも同様であり、乾隆『吳江県志』巻七壇廟にはその理由を次のように述べる。

明の会典を調べてみると里社壇は五土五穀の神を祀り、凡そ郷村では每里百戸ごとに壇一箇所を建て会首が春秋の二仲月の一日に祭祀を行い、儀約や祝文には定制があると。けれども旧志にはこれがないのは、洪武礼制では有司に命じて各所の淫祠や寺觀を壊して里社壇にしたが、地方官は敢えて壊そうとしなかったので、壇を建てた場所は少なく記載するまでもなかったからである。

中央の政策が地方では骨抜きにされ弥縫的な対応に留まったことは十分ありえたことと考えられる。村落での娯楽的な要素が強かった民間の里社を官制の祀典に取り込むことは難しかったに違いない。葉春及の『惠安政書』巻九里社でも隆慶年間（一五六七〜七二）の様子を次のように述べる。

我が高皇帝は即位すると最も鬼神の祭祀を重んじ、大

社稷を建てて天下の府州県を統括し、県には社稷があつて各里を統合した。里には社稷があつて洪武礼制を備え、また、民が神に報いることを知らないのを怖れて、大誥を造つてこれを戒諭した。敬して汚さないために神はこれに瑞祥を下した。今、有司は県の社稷を祭っているだけで、各里では多く廃されている。そして淫祠を建てて一里ごとに数十区にもなり、それを土穀の神と名づけている。家では巫祝をそなえ祭祀にも限度がない。国制では壇を造つて屋宇を造らない。天子は百神の宗であり、祀典に載せなければ誰が祭ろうとするだろうか。だから以前のように里社を建てた。

葉春及は淫祠を破壊した上で、荒廃していた里社（社稷壇）を復興したといい、惠安県の三十の都には一箇所ずつの社稷壇と厲壇の記載がある。『惠安政書』には郷約・保甲・社倉・社学の構想が示されており、里社の復活もその一環であつた。嘉靖年間頃から郷約の実施に伴つて里社の復興が見られるのは事実であると考えられる。<sup>34</sup>里甲制を基盤とする明初の体制が動揺する頃になって、当為としての洪武礼制が再び脚光を浴びるようになったのであろう。

明代の地方志には社稷・山川・邑厲壇は定制のとおりに記載され、再建も定期的に行われてきたように見える。しかし、中には三十年以上に亘つて社稷・山川・邑厲壇の三

壇が再建されないままになっていた例がある。それは、恵安県と同じく泉州府に属する安溪県の場合である。安溪県では嘉靖三十九年（一五六〇）の倭寇の被害によって三壇が県学・文廟ともども焼失してしまい、その後万曆二十二年（一五九四）に再建されるまで三壇が存在しなかった。乾隆『安溪県志』卷一城署には三壇は倭寇のためにそれぞれ鳳山の山麓や演舞亭の西南・東嶽廟の左に移転したとするが、これは仮の祭事場だったらしく同書卷十一芸文「明邑令章廷訓重建三壇碑記」では三壇が焼失した後、旧基は嘉靖四十二年に着任した知県陳綵によって郷官に売却されてしまい、祭祀の時には倉卒に在野で済ませてしまう状態だったという。陳綵が基地を売却したのは私利を図ったのではなく、<sup>36</sup> 県城や県学の改築を優先させたためであるらしい。これ程、極端な例でないとしても多くの県では制度を維持するのに精一杯の状況であったようである。正徳一五年（一五二〇）に上海県知県として赴任した鄭洛書は翌年に社稷・山川・邑厲壇を修築しているが、嘉靖『上海県志』卷三祠祀によれば、社稷・山川壇は洪武三年（一三七〇）に邑厲壇も同年に建設されたことを記している以外には正徳年間まで再建された記事が見当たらない。同書卷八芸文志「神稷壇記」及び「山川壇記」によれば両壇とも廢弛し、神稷（社稷）壇は草むらの廢墟の中にあり、垣根は壊れ廢

屋だけが残っていて牛羊が徘徊する有様だったという。明初の制度設定以後、百五十年余り修築が行われなかったと考えられる。地方の祀典に載せられた壇や廟は定期的な修理が義務づけられてはいるが、地方政府にとってはその費用を捻出することは難しく、修築する場合には多く民間の寄付に頼らざるを得なかった。民衆の信仰を寄せられていた祠廟はともかく、余り人気のない壇廟の再建の難しかった事情が窺える。宋代から社稷壇の衰退とそれに比例した城隍廟の隆盛が指摘されており、明代の状況もその傾向に棹差すものであったといえよう。<sup>36</sup>

#### おわりに

儀礼や祭祀は一度制定されるとルーティン化しやすく、その変化も表面上には表れにくいものであったろう。宋代に比べて残された記録が少ないのも、制度化が進み、地方官の裁量の余地が少なくなったためだと思われる。毎年同じように繰り返される行事は実行する人々にとって意識化されることの少ないものであったに違いない。それだけ安定的に運用されていたということができるが、郷飲酒礼や社稷・山川・邑厲壇のように形骸化の進行は押しとどめることができなかった。その反面、迎春（土牛）儀礼や旗纛



廟の祭祀のような民間の習俗と一体化した行事は継承発展していった。それに対して、民間では受け入れられなかった里社・郷厲壇などは間もなく廃れていく命運を逃れられなかった。明初に制定された制度が再び脚光を浴びるのは、洪武礼制に代表される理念が失われたと意識されるようになる嘉靖年間以降のことであった。郷約の実施は一面では洪武礼制への回帰という復古的な一面を持っているが、里甲制に代表される村落の共同体的機能を回復しようという運動であり、それに付随した祭祀と儀礼にも再び脚光が当てられ、伝統の再創造が図られたといえることができる。明初の制度は変容しているが、中期以降に定着した実態がその後の標準となったと言える。

小稿は様々な側面を有する祭祀儀礼の大きな素描に止まっており、前代との比較やそれ以後の展開には及んでいない。それらの点については今後の検討に委ねたい。

## 注

- (1) 明清時代の地方行政については、古くは『清国行政法』第一巻下を始めとして、Ch'u Tung-su Local Government in China under the Ch'ing (Harvard University Press, 1962) 中文訳 瞿同祖『清代地方政府』(北京法律出版社 二〇一一年修訂版)、柏樺『明代州県政治体制』(中国社会科学

出版者二〇〇三年)等参照。

- (2) 山本英史『赴任する知県―清代の地方行政とその人間環境―』(研文出版 二〇一六年)。宋元時代の祭祀については金井徳幸「南宋における社稷壇と社廟について―鬼の信仰を中心として―」(『台湾の宗教と中国文化』風響社 一九九二年所収)、池内功「元朝の郡県祭祀について」(『中国における教と国家』雄山閣 一九九四年所収)参照。

- (3) 開説の変については、田中正俊「民変・抗租奴変」(『世界の歴史』十一 ゆらぐ中華帝国 筑摩書房 一九六一年所収)及び岸本美緒『明清交代と江南社会―十七世紀中国の秩序問題―』第四章 五人像の成立(東京大学出版会 一九九四年)参照。この時の「開説」は蘇州の西察院で行われる予定だった。西察院は監察御史の巡歴時の休息所として成化五年に改築された役所である。民国『呉県志』卷二十九下公署参照。正徳『大明会典』卷七十三 有司迎接詔赦礼儀「凡朝廷遣使各処、開説詔赦。如至開説処、本処官員、具龍亭・綵輿・儀仗、鼓樂出郭迎接、朝使下馬、取詔書置龍亭中南向。朝使立于龍亭東。本処官員具服北面、行五拜三叩頭礼。衆官及鼓樂前導引、朝使上馬龍亭後行、至公廡門外。衆官先入、文武官分東西序立候龍亭、至公庭中。」

- (4) 『太祖実録』卷百五十 洪武十八年正月癸未の条参照。『新官到任儀』は正徳『大明会典』卷五十六及び『大明官制』(『皇明制書』所収)『新官到任儀注』(崇禎刊)等で内容に異同があるが、ここでは改訂前と考えられるものを引用し

- た。正徳『大明会典』卷五十六「一有司新受職赴任者、未到城一舍二三十里而止、先令人報知礼房吏、告示官属及父老人等、相率出城来会。令洒掃合祀神祇祠宇、備牲醴祭儀以候謁告。比至城外、齋宿三日、第四日清晨、父老人等導引入城、遍詣諸神祠、如儀致祭」。宋代の到任儀礼については梅村尚樹氏の論文があり、多くの祠廟が拜謁の対象になっているがその中でも、孔子廟の占める地位が高かったことを述べる。「宋代地方官の着任儀礼―官学との関係を中心に―」（『東洋学報』九十三―三、二〇一一年）参照。
- (5) 正徳『大明会典』卷五十六 新官到任儀に「宣徳十年奏准、各布政司・按察使・府州県新官到任、於本处城隍廟会請応祀諸神、用猪羊二牲総祭。」とある。「新官到任儀」が先ず城隍廟に参詣するように改訂されているのは宣徳十年の規定と関連しているらしい。
- (6) 文廟祭祀の最近の包括的な研究には薰喜寧『孔廟祭祀研究』（中国社研究社、二〇一四年）があり、釈奠礼については同書第七章参照。
- (7) 『世宗実録』卷百十九 嘉靖九年十一月辛丑の条参照。嘉靖の礼制改革については小島毅「嘉靖の礼制改革について」（『東洋文化研究所紀要』一一七冊、一九九二年）参照。
- (8) 梅村尚樹「宋代先賢祭祀の理論」（『史学雑誌』百二十二―一七、二〇一三年）同「先賢祭祀と祖先祭祀」（『歴史学研究』No.九四六、二〇一六年―九月）参照。万曆『漳州府志』卷六 礼楽志 郷賢之祭には祖先を崇敬するあまり、ふさわしくない人物を郷賢祠に祭ってもらおうとする風潮を批判して審査を厳重にするようにとの巡按御史の 通達を引用する。
- (9) 万曆『杭州府志』卷四十二「壇廟上及び卷五十二「礼制参照。万曆『大明会典』卷九三有司祀典上獄鎮海瀆の項参照。『到任儀注』祭嶽鎮海瀆帝王陵廟礼儀には「凡五嶽四海四瀆及帝王陵廟、已有取勘定擬去処。所在官司以春秋仲月上旬撰日致祭。近布政司布政司祭、近府州県府州県祭。」とある。
- (11) 『大祖実録』卷三七 洪武元年十二月庚寅の条及び正徳『松江府志』卷十五壇廟参照。旗纛廟については 山本さくら「明代の旗纛廟―地方志における旗纛廟の考察―」（別府大学史学研究会『史学論叢』No.三四、二〇〇四年）があるが筆者未見。
- (12) 山根幸夫『明代徭役制度の展開』（東京女子大学出版会、一九六六年）第一章第三節 里甲正役及び第二章第二節 里甲正役の発展。岩見弘「明代徭役制度の研究」（同朋舎出版、一九八六年）第二章明初における上供物料と地方公費参照。
- (13) 『海忠介公全集』卷二 条例には海瑞が淳安県知県（嘉靖四十一―四二年）であった時の「祭祀銀両」の項目があり、祭祀関係の費用としては九五両余り、社稷壇（年間八両）の物品としては三十二品目が挙げられている。
- (14) 前掲山根著書第二章。「公費」の銀納化以後の様相については栗林宣夫『里甲制の研究』（文理書院、一九七二年）第二章里甲の役と銀納化参照。
- (15) 『苑署雜記』十四 経費上 文廟祭祀「除大興県分管春祭、

宛平県管秋祭。先期輪委佐領一員、支行銀買弁。」北京の鋪戸の役については新宮（佐藤）学「明代北京の鋪戸の役とその銀納化―都市商業者の実態と把握を巡って―」（『歴史』六二輯 一九八四年 同『明清都市商業史の研究』汲古書院二〇一六年所収）参照。

- (16) 中山八郎「土牛考」(一)〜(三)、『人文研究』十五―十六―四 二十一―七 一九六五年〜一九七〇年）参照。桃符等の正月儀礼については、中村裕一『中国古代の年中行事』第一冊 春正月（汲古書院 二〇〇九年）参照。

(17) 『明史』卷六十七 輿服三参照。正月・冬至・聖誕等の儀式の時に着用するのが朝服で、祭祀の時の服装が祭服。通常の公務時の服装が公服である。

- (18) 清初の蘇州（常熟県）の例であるが、土牛の祭礼には賤民とみなされた丐戸が動員されたが、雍正帝による所謂賤民解放令によって梨園の職業俳優が当てられるようになり、その免除を求める請願がなされている。田仲一成「清代蘇州職造と江南俳優ギルド」（『東方学』三五号 一九六七年）参照。

(19) 山口智也「宋代郷飲酒礼考―儀礼空間として見た人的結合の（場）―」（『史学研究』二四一 二〇〇三年）参照。

- (20) 『太祖実録』卷七三 洪武五年三月戊申 同書卷一三五 洪武十四年正月丁丑同書卷一五七 洪武十六年十一月乙未の条参照。正徳『大明会典』卷七八郷飲酒礼には「（洪武）五年奏定郷飲酒礼儀。在内応天府及直隸府州県、每歳孟春正月孟冬十月、有司与学官、率士大夫之老者、行於学校。

在外行省所属府州県、亦皆取法於京師。其民間里社以百家為一会、粮長或里長主之。百人内以年長者為正賓、余以齒序、每季行之於里中。」とある。

(21) 濱島敦俊『総管信仰の研究―近世江南農村社会と民間信仰―』（研文出版 二〇〇一年）第四章明朝の祭祀政策と郷村社会 一五八頁参照。

(22) 前掲山口論文参照。丘濬『重編瓊台稿』卷二三景斐処士錢君墓表に「邑大夫歳行郷飲酒礼、以書速君正賓坐、終不起。」とある。

(23) 後述の引用文にもあるように、「依親監生」とは政事を学習して任官の資格を得た監生が任官できるまで帰郷することを認められた者であり、省祭官は吏員出身者で冠帯を許されて帰郷している者を言う。明代の進士・挙監・吏員の三方法による任官制度については、谷光隆「明代銓政史序説」（『東洋史研究』二十三―二 一九六四年）参照。彼らにも、優免（徭役の免除）の権利が与えられたことは、川勝守「中国封建国家の支配構造」（東京大学出版会 一九八一年）第二編第七章一条鞭法による賦役制度改革と郷紳の土地所有の展開 参照。

(24) 臣嘗觀故制、郷飲之礼所以尊高年。尚有徳興礼讓、六十者坐、五十者立待以聽政役、所以明尊長。六十者三豆、七十者四豆、八十者五豆、九十者六豆、所以明養老也。及圖式内開、東坐僚属序爵、西坐衆賓序齒。其監生省祭官、非有爵級、齒亦不高。図内不會序有坐席。若以俱是習政待用之人數、正好聽講律令、只宜依礼待以聽政役、且郷飲酒礼、

洪武年間已有定例。彼時監生不曾回依親讀書、吏員冠帶者、亦不曾放回省祭。初無此流人、而今始有之。在旧制有違、在礼文則無依。況各處儒学明倫堂窄狹、前項依親監生省祭、又員數多、俱要會飲、未免相爭坐席者、弁說喧嘩、有壞朝廷遵老尚德正風善俗之盛典。

- (25) 前掲『海忠介公全集』巻一 条例 「堯舜之道、孝弟而已。郷飲酒礼、尊重年徳、正為政首事也。縦与席之人未必の然徳行有可師法、亦当愛礼存羊、買死馬首致千里馬、以隆聖治可也。今当時之人、毎々忽略於是、礼非不行、而意念所隆不在是焉。民不興行、風俗不美、由不知堯舜之道故也。」
- (26) 城隍廟一般については、鄭土有・王賢森『中国城隍信仰』(三聯書店 一九九四)、清代の城隍廟の地位については、高万桑「清代江南地区的城隍廟—張元帥及び道教官僚体系—」(『清史研究』二〇一〇—一、水越知「清代後期における重慶府巴県の寺廟と地方社会—「巴県檔案」寺廟関係檔案の基礎的研究—」(『史林』九十八—一 二〇一五年)等参照。
- (27) 註(5)で述べたように、「新官到任儀注」では「新官到任、未到城一舎而止、先令人報知礼房吏胥吏、告示官属及父老人等、相率出城来会、令灑掃城隍廟、会請在城応祀諸神」とあつて城隍廟が主体となつてゐる。
- (28) 拙稿「南京神廟の成立—明初の祠廟政策—」(『東洋学報』八十九—二 二〇〇七年)
- (29) 元代の州県祭祀では社稷壇の他に風師・雨師・雷師の壇が祭られ、立春と立夏に分けて祭祀が行われていた。前掲

池内論文参照。

- (30) 『宛署雜記』巻十八 祀神「永楽中、建壇廟京師。朝廷于都城西。嘉靖九年、罷山川壇從祀、歲仲秋祭旗纛月並祭都城隍。万寿節及五月十一神誕皆有祭。皆先十日太常題、遣本寺堂上官行礼。凡国有大災則告廟。」
- (31) 「三巡云」については前掲鄭士林・王賢森著書第七章参照。城隍廟の様々な靈験については、例えば、正徳「汝州志」巻八 汝州城隍感応記及び嘉靖「常徳府志」巻十五城隍靈異記等参照。
- (32) 前掲濱島著書第四章明朝の祭祀政策と郷村社会参照。
- (33) 山根幸夫氏によれば、惠安県の里甲は前代までの都(三十四)の区画に基づいて四十一(後に三十六)の里甲(図)が編成されたという。山根幸夫「十六世紀中国に於ける或る戸口統計について—福建惠安県の場合—」(『東洋大学紀要』六一 一九五四年)参照。筆者は徽州の事例として里社壇・郷厲壇が都を単位として設置されていたことを述べた。その後、浜野亮介氏も福建その他の地方志の記載から都を基準とした里社壇・郷厲壇の設置が珍しいものではなかつたことを述べる。拙稿「明清時代、徽州の里社について」(山根幸夫教授追悼記念論叢『明代中国の歴史的位相』上 二〇〇七年所収)及び浜野亮介「明代における里社及び郷厲祭祀制度とその設置」(『大谷大学史学論究』第十九号 二〇一四年)参照。
- (34) 同上拙稿「明清時代、徽州の里社について」参照。
- (35) 乾隆『安溪県志』巻一三芸文志 明令陳綵重建学記及び

(36) 明令陳綵蔡常毓新造具城記參照。  
前揭金井論文參照。